

能美都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (能美都市計画区域マスタープラン)

小松能美都市計画区域の一部と辰口都市計画区域の整備、開発および保全の方針を、能美都市計画区域の整備、開発および保全の方針に統合し、次のように変更する。

本方針は、能美都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲および規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町村	範囲	面積
能美都市計画区域	能美市	行政区域の一部	6,034ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

能美都市計画区域は、海岸や河川、丘陵地などの豊かな自然環境に囲まれ、学術研究機関や産業集積を活かした活力ある地域づくり、歴史・伝統や観光資源を活かした賑わいづくり、快適でうるおいある都市づくりにより、「豊かな自然に抱かれ、個性が輝く快適居住都市・能美」を目指す。

①コンパクトな市街地形成と快適でゆとりある市街地整備

既存市街地の集積を活かした市街地誘導及び歩いて暮らせるまちづくりを目指し、快適でゆとりある市街地整備と田園集落の活力維持を図る。

②格子状交通ネットワークの構築と公共交通の充実による地域・広域連携の強化

広域交流軸としての南北軸に加え、市内連携軸としての東西軸の強化により、格子状の都市軸を整備し、各地域を相互に連携するとともに、公共交通や広域連携の強化に努める。

③地域の個性を支え、快適な居住環境を実現する効率的な都市施設の充実

快適な居住環境を実現するため、生活基盤である公園や下水道などの都市施設の効率的な整備を図る。

④産業集積を活かし、拡充するための適正な産業基盤の整備

既存の工業地などの産業集積を活かし、基盤整備によりさらに集積を図る。

⑤都市と自然・田園が調和したうるおいある都市景観の形成

都市を囲む海岸や河川、丘陵地の豊かな自然、美しい田園、市街地内の緑地の保全や集落の維持保全により自然・田園が調和したうるおいある都市景観の形成に努める。

また、丘陵地については、自然体験やレクリエーション活動を通じた緑の保全を図る。

⑥自然環境の適正な管理・保全と計画的な市街地による安全・安心な都市の形成

急傾斜地や保安林などの適正な管理・保全、適切な河川改修や建築物の耐震化などにより、自然災害に強い都市づくりを進めるほか、避難地・オープンスペースや避難路の確保・充実などによる安全・安心な都市環境の形成を図る。

(2) 地域毎の市街地像

旧3町時代に培われてきた3つの市街地を都市拠点とした、まとまりのある市街地の形成を図るとともに、都市拠点と金沢・白山方面、小松・加賀方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本区域におけるおおむね20年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

市役所本庁舎等の行政施設については、公共サービス拠点として、多様な行政・公益ニーズに効率的に応えうる拠点整備を目指すとともに、魅力的な誘客空間の形成と新たな情報・文化などの集積を図る。

寺井地区の行政施設周辺は、既存商店街等が多く集中する文化・福祉・生活の拠点であり、今後これらの中核施設の充実や生活利便性の向上を図る。

寺井駅周辺は、地域住民に密着した商店街であるとともに、人々が集い交流するポケットパークや快適な歩行者空間などの整備を図り、地域の賑わいと活力の形成を図る。

辰口温泉等においては、伝統的な歴史・文化特性を継承し、魅力ある観光資源を集積した交流拠点の整備を図る。

幹線道路の沿道は、施設集積や景観的な配慮、周囲の住環境との調和を図るとともに、安全性を確保する。

b 居住ゾーン

既成市街地における住工混在地区については、ある程度の用途混在を許容しながら、コミュニティなどを重視し、地域特性を活かした住宅・住環境整備等を促進する。

土地区画整理事業等により整備された住宅地では、地区計画等の活用により、良好な居住環境の維持・向上に努める。

c 工業ゾーン

手取川に沿った工業団地や海岸部に位置する臨海工業地、いしかわサイエンスパークなど工業団地の立地促進を図るとともに、公害の防止や地区計画などによる緑化の推進などにより、周辺の居住環境との調和を図る。

② 農業ゾーン

生産性の高い優良農地、自然環境・防災上重要な農地については、都市的開発を抑制して積極的に保全するとともに、点在する集落地においては、住環境整備による活性化を図り、魅力ある農村集落の維持・形成を目指す。

③ 自然保全ゾーン

海岸部の樹林地や区域東部一帯の丘陵部は、緑豊かでアメニティの高い空間であり、特徴的な景観資源である日本海や手取川等との一体的な景観形成に努めるとともに、里山や生物多様性の保全に努める。

2) 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。
なお、区域区分を定めないとした根拠は以下の通りである。

本都市計画区域は、計画的な住宅団地開発などによって宅地需要に対応し、無秩序な開発を抑制してきた。将来的には人口・産業の伸びが微増傾向にあるが、都市として成熟しており著しい成長は見込まれず、また今後とも適正な宅地開発などを未利用地に誘導するため、無秩序な開発が進行する可能性は低い。

なお、無秩序な市街地の拡大によるスプロール化の抑制、都市近郊の優良な農地との健全な調和、自然環境の保全など、地域の実情に即した土地利用を目指し、本都市計画区域では、用途地域が指定される地域を除き、特定用途制限地域及び開発行為と建築物の立地を規制する制度を導入し、これにより自然的土地利用については宅地化を規制することで適正な土地利用のコントロールを図る。

3) 主要な都市計画の決定などの方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定などの方針

本都市計画区域では、これまで区域の一部で用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続・拡大し、また用途地域が指定される地域を除き、特定用途制限地域及び開発行為を規制する制度を導入し、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

根上地区の寺井駅周辺部、寺井地区の中心部及び辰口地区の温泉部等では、既存の立地条件を活かしながら、賑わいの創出や活性化を図る。

特に、寺井駅周辺は、駅舎及び駅前広場の整備に加え、交通結節点の機能の充実を図るものとする。

また、根上・寺井地区や辰口地区の加賀産業開発道路沿線の既存商業集積地では、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、適切な土地利用の誘導を図る。

幹線道路である北陸自動車道、一般国道8号、加賀産業開発道路等の南北軸や、主要地方道小松鶴来線、現在計画中の能美市東西連絡道路等の東西軸や行政施設周辺に業務地を配置する。

(工業地)

能美工業団地や栗生工業団地、及び北陸先端科学技術大学院大学を中心としたいしかわサイエンスパークとこれらの周辺に工業地を配置し、基盤整備と施設誘致を図る。

また、職・住近接地区である山口地区や佐野地区、吉光地区については、既に立地する地場産業の育成を図りつつ、混在する住宅への影響を考慮しながら、工業地としての維持を図る。

また、手取川沿岸部について、先端産業の事業拡張および地場産業の振興のため、工業地として整備を図り、交通の便利な一般国道8号など幹線道路に面し、既存の工業地に隣接した地区についても、整備拡充を図る。

(住宅地)

既成市街地では、職・住近接型の住環境の整備、保全に努めるほか、福島町や泉台町、緑が丘などの計画的に開発整備された住宅団地などについては、良好な住宅地としての環境の維持に努める。

また、能美平野中央部にある和田山・末寺山古墳や秋常山古墳、根上松周辺など史跡地区および旧北国街道沿いの歴史的街並みが残る地区については、保全を図りつつ、必要に応じて居住環境の改善と景観形成に努める。

また、中心市街地の活性化、土地の有効利用の観点から、用途地域内の未利用地において小規模の店舗、事務所および九谷焼の絵付け作業などの地場産業の立地を許容する住宅地の整備を図る。

② 土地利用の方針

ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存住宅地とその他の用途が混在されている地区に関しては、その建物用途に合わせて用途転換を検討する。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

木造老朽家屋が密集して防災上危険な地域については、細分化された土地利用の統合、建物の耐震化などによる市街地の防災構造化、道路・広場・公園などの公共施設の整備などを総合的に推進し、災害に強く安全で快適な都市環境を創出する。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地周辺の良い環境保全を図るため、海岸部の樹林地や丘陵地の無秩序な開発を防止する一方で、身近な自然として有効利用を図る。

③ 用途地域以外の地域における土地利用の方針

用途地域以外の地域において、特定用途制限地域を指定することにより用途を制限し、更に開発規制区域を設定することにより開発を許容する区域を限定することとし、土地利用について、次の方針に基づいて行う。

ア) 優良な農地との健全な調和に関する方針

集落地を囲む農地・丘陵地は、背後の樹林地等と一体となって本区域の農村景観を形成しているため、都市的土地利用の進展を抑制するとともに、農村景観の維持・保全を図る。

また、農用地区域については、無秩序な開発を抑制し、優良農地としての保全を図る。

イ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水、内水湛水、津波、地すべりやがけ崩れなどの土砂災害その他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した土地利用を図る。

ウ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸線に存する樹林地は、保安林として今後とも保全に努め、古墳群および丘陵地は、都市の景観を特徴づけているとともに、重要な自然資源として今後とも保全を図る。

エ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

基幹的な広域幹線道路周辺については、周辺環境や景観との調和を図りながらモータリゼーションに対応し、必要に応じた道路沿道型の土地利用を許容する。

用途地域が定められていない集落地およびその周辺部は、田園地域としての地域特性を考慮するとともに、併せて開発行為と建築物の用途及び立地を規制する制度を導入することにより、既存集落の活力維持を図りつつ、集落および田園環境の保全を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定などの方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本区域を縦断する一般国道 8 号や加賀産業開発道路等の南北軸に加え、区域の一体化、東西の交流を強化する道路を整備し、格子状の都市軸である幹線道路の充実を図る。

また、補助幹線道路の整備により、まちなかにおける安全性と利便性を確保するとともに、良好な都市景観と自動車・歩行者空間の創出に努める。

そして、東西に長い本区域の特徴を鑑み、旧町の中心部である 3 つの拠点地区を連携・強化するためのコミュニティバスの充実など、公共交通機関の総合的な機能向上を柔軟に進める。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

能美市東西連絡道路（(都) 高堂泉台線）の整備促進により、地域間の東西交流を強化する。

本区域の工場が集積する北部及び西部地区と連絡する北陸自動車道（仮称）能美根上スマートインターチェンジの設置促進を目指す。

一般県道根上寺井線（(都) 大成末寺線）およびこれに接続する主要地方道小松鶴来線は、寺井駅と寺井地区中央部を結ぶ幹線道路であること、並びにコミュニティバスの連携路線であることから、整備促進により、交通ネットワークを強化する。

主要地方道金沢美川小松線（(都) 根上小松線）は、本区域の西部地域を南北に縦貫し小松市および白山市と連携する広域幹線道路であり、整備により、南北軸の更なる充実を図る。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容など
3・4・5	根上小松線 (主要地方道金沢美川小松線)	一部
3・5・9	大成末寺線 (一般県道根上寺井線)	一部
	能美市東西連絡道路 (3・5・19号高堂泉台線ほか)	一部

② 下水道および河川

a 基本方針

ア) 下水道および河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業や農業集落排水事業などによる整備がほぼ完了しており、今後は公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等、本都市計画区域の生活環境の向上を図り、併せて自然環境の保全や、広域的な公共用水域の水質保全を図るため、接続率の向上に努める。

(河川)

手取川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間および水辺空間の環境を保全・創出する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備進捗率は現在約 99.7%であり、おおむね 10 年後において進捗率 100%を目標とする。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

本区域の公共下水道については、加賀沿岸流域関連公共下水道として梯川処理区 (1,766ha) を配置し、整備を促進する。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備 (着手を含む) することを予定する主要な施設は次の通りである。

種 別	名 称
下 水 道	梯川処理区 (加賀沿岸流域関連公共下水道)

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

廃棄物の適正な処理に加え、最終処分量を削減するために、施設の適正な維持管理や廃棄物の減量化、再使用、再生利用を促進する。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育などの都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 主要な市街地開発事業の決定などの方針

自然と調和したコンパクトなまちづくりを目指し、用途地域内農地など未利用地のうち、工業系の地区にあるものは企業の誘致を積極的に行い、住宅系の地区にあるものは、土地区画整理事業などによる面整備を促進するなど、土地の有効利用を図るとともに、地域特性に応じた機能的かつ効率的な市街地整備やまちなか定住の促進に努め、市街地の無秩序な拡大を抑制する。

いしかわサイエンスパークでは企業などの立地誘導を行い、商業・業務の中心である3つの地区においては、土地の有効利用を図るとともに、交通体系や商業・業務の核となる施設整備や地域拠点にふさわしい中心商業地の形成を図る。

② 市街地整備の目標

本区域において、優先的におおむね10年以内に整備（着手を含む）することを予定する市街地開発事業は次の通りである。

整 備 手 法	地 区 名
土地区画整理事業	いしかわサイエンスパーク地区

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定などの方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、加賀平野のほぼ中央に位置し、東は緑豊かな丘陵地、西は日本海、北は手取川に面している。

(水と緑のネットワークの形成)

手取川をはじめとする豊富な水空間、並びに東部丘陵、海浜地帯の樹林地に代表される快適な都市環境を保つため、これらオープンスペースの水と緑のネットワーク形成に努めるとともに、良好な自然環境が保全されるように官民一体となった美化運動を推進する。

(里山の保全と活用)

東部丘陵地の緑は、市街地の「ふちどり」を象徴する里山となっており、無秩序な開発を抑制するとともに、里山機能の保全再生に努める。また、丘陵地のレクリエーション地としての活用や都市的開発にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、市街地などからの眺望にも配慮する。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全システムの配置方針

樹林を活かした高坂公園、社寺林や用水などの貴重な現存緑地などの保全に努める。また、都市の外郭を構成している東部丘陵地、海浜樹林地および河川緑地などをもって、調和のとれた都市環境の保全に努める。

さらに、歴史公園である和田山・末寺山史跡公園、秋常山史跡公園、こくぞう里山公園などについては、地域資源として有効に活用する。

イ) レクリエーションシステムの配置方針

東部丘陵地と日本海の沿岸により構成される緑の骨格を活かした根上翠ヶ丘運動公園、物見山運動公園、泉台公園などの都市基幹公園およびその他公園として辰口丘陵公園、いしかわ動物園などが整備されており、都市の総合レクリエーションの充足および利用増進に努める。

また、河川、用水、道路を活用した緑地・緑道の整備を積極的に進め、「水と緑のネットワーク」の形成に努める。

ウ) 防災システムの配置方針

市街地の防火帯としての河川緑地、風害・塩害防止帯としての海浜樹林地をそれぞれ保全・活用し、都市防災に努める。また、災害時の避難地、避難路として、公園・緑地の適正な配置に努める。

エ) 景観構成システムの配置方針

都市の輪郭を形成する海浜樹林地、東部丘陵地の樹林地、および手取川沿岸は、貴重な郷土景観であるので、これを保全する。また、社寺林や広がりのある農地、用水沿いの緑地についても保全し、景観の向上に努める。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針
公園緑地等の配置（整備）方針

公園緑地などの種別		配置（整備）方針
住区基幹公園	街区公園	一次避難地としてのさらなる整備・充実を図り、バリアフリーへの配慮と地域の個性を活かし、住民参加の公園づくりと地域住民の主体的な維持管理活動を促進する。
	近隣公園	
	地区公園	
都市基幹公園	総合公園	維持管理と機能強化を推進する。海岸部においてはシンボリック整備を促進する。
	運動公園	
その他の公園緑地等	その他の公園	歴史公園は地域資源として有効活用を促進する。
	緑地等	辰口丘陵公園やいしかわ動物園の利用促進を図る。
	公共施設緑地等	コミュニティ広場を一次避難地として検討する。